令和5年度末で経過措置期間を終了する 令和3年度介護報酬改定における 改定事項について

石狩市 保健福祉部 高齢者支援課 (令和5年12月)

目次

全サービス対象

- ① 感染症対策の強化について
- ② 業務継続に向けた取組の強化について
- ③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて
- ※無資格者がいない訪問系サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援を除く
- ④ 高齢者虐待防止の推進について

地域密着型介護老人福祉施設対象

- ●口腔衛生管理の強化について
- ●栄養ケア・マネジメントの充実について

はじめに

令和3年度介護報酬改定における改定事項の一部については、令和5年度末までに経過措置期間が終了する予定となっており、義務化となるまで残り3カ月余りとなったところです。

つきましては、本資料および別紙掲載の資料をご 活用のうえ、各事業所において、体制の整備をよ ろしくお願いいたします。



感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、②指針の規定、③研修及び訓練 が義務付けられています。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会
- ●感染対策委員会の定期的な開催
- ●感染対策委員会に係る構成メンバーの 責任及び役割分担を明確にし、専任 の感染対策担当者を決める

②指針の規定

- ●感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備している
- ●指針において、必要事項を明記している
- ③研修及び訓練
- ●研修の定期的な実施(年1~2回)
- ●訓練の役割分担、実践的なケアの演習

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

●具体的に何をすべきか?

- ◆感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (感染対策委員会)をおおむね3~6月に1回以上、定期的に開催する
- ◆感染対策委員会に係る構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、 専任の感染対策担当者を決める

以下は努力義務

- □ 感染対策担当者が看護師であること
- 委員会のメンバーは外部の感染管理等の専門家含む幅広い職種で構成されていること

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定

- ●感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している
- ●指針において、下記事項を明記している

平常時の対策

- ✓ <u>事業所内の衛生管理</u>(環境の整備等) 環境の整備に加えて、排泄物の処理、血液・体液の処理等
- ✓ ケアに係る感染対策(手洗い,標準的な予防策)
- ▶ 手洗いの基本
- 早期発見のための日常の観察項目等

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定

発生時の対応

- ✓ 発生状況の把握
- ✓ 感染拡大の防止
- ✓ 医療機関や保健所, 市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ✓ 行政等への報告等
- ✓ 医療処置

●発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制の明記

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

●訓練の実施に関する留意点

- ✔ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施している
- ✓研修は、定期的(年1~2回以上)に行っている
- ✓新規採用時に感染対策研修を実施することとしている
- ✓研修の実施内容について記録している

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

- ●訓練の実施に関する留意点(続き)
- ✓ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても施設の指針を周知している
- ✓ 感染症発生時を想定し、発生時の対応について、 訓練(シュミレーション)を定期的(年1~2回以上)に行っている
- ✓訓練においては、事業所内の役割分担の確認及び感染対策をしたうえでの ケアの演習を実施している

参考資料

- ●感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - ※委員会の開催にあたり、テレビ電話装置等を活用して行う場合は下記を遵守してください。
- 個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
- 厚生労働省

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261.html

- ※上記URLから最新のものを参照してください。
- ●感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定
 - ※指針の記載内容については下記を参照してください。

「介護現場における感染対策の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakum atome 13635.html

※上記URLから最新のものを参照してください。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、

- ①業務継続に向けた計画等、②研修の実施、③訓練(シュミレーション)の実施 が義務付けられています。
- ①業務継続に向けた計画等の 策定の義務化
- ●業務継続計画とは?

感染症や災害が発生した場合にあっても、 利用者が継続して介護サービスの提供を 受けられるよう、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画のことをいい ます。

●感染症・災害に係る項目の記載が必要

- ②研修の実施
- ●研修の定期的な実施(年1~2回)
- ●研修の実施内容についての記録
- ③訓練の実施
- ●訓練の定期的な実施(年1~2回)
- ●訓練の役割分担、実践的なケアの演習

★業務継続計画策定のヒント

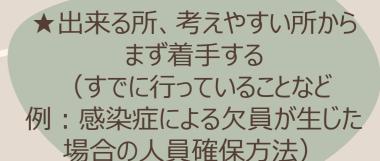
これから着手する場合、業務の参考としてください。

業務継続計画について

何から手を付けて良いかわからない・・・これで合っているのかわからない・・・

★担当者のみで考えず、管理者 にも意見を求めながら、 一度に行おうとせず、 少しずつ修正しながら進める

★具体的な想定を行い、その通りにシュミレーションする。 できた場合ひな形に足す。できなかったら再検討を繰り返す。 ★BCPは策定して終わりではなく、 定期的な見直しが必要。 完璧を求めず、その都度変化す るものと考える。



①業務継続に向けた計画等の策定の義務化

●業務継続計画に記載が必要な項目

- ◆感染症に係る業務継続計画
- ▶ 平時からの構え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ➤ 初動対応
- ▶ <u>感染拡大防止体制の確立</u> (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- ◆災害に係る業務継続計画
- ▶ <u>平常時の対応</u>(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ▶ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ▶ 他施設及び地域との連携

②研修の実施

●研修の実施に関する留意点

- ✓ 定期的(年1~2回)に実施すること
- ✓ 研修は、感染症及び災害に係る業務継続計画の<u>具体的な内容</u>を 職員間に共有すること
- ✓ 平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を 行う内容となっていること
- ✔ 研修の実施内容について記録すること

③訓練の実施

- ●訓練の実施に関する留意点
 - ✓定期的(年1~2回)に実施すること
 - ✓業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習を行うこと

参考資料

- ●感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画
 - ※各項目の記載内容については、以下を参照してください。
 - ●厚生労働省老健局

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf

厚生労働省老健局

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf

※業務継続計画(BCP)について、厚生労働省において「介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修」の資料及び動画が掲載されているので下記から参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/douga 00 002.html

③認知症介護基礎研修の受講について

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現する観点から、

<u>医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること</u>が義務付けられています。

認知症介護基礎研修の受講

- ●採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修の受講が必須 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない全ての従業者が対象。
- ●当該義務付けの対象外となるサービス、対象外となる者を除く 次ページ参照

③認知症介護基礎研修の受講について

認知症介護基礎研修の受講

●対象外サービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 福祉用具貸与
- 定期巡回·随時対応型 訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 居宅介護支援

●対象外となる者

- 看護師
- 准看護師
- 介護福祉士
- 介護支援専門員
- 実務者研修修了者
- 介護職員初任者研修修了者
- 生活援助従事者研修修了者
- 介護職員基礎研修課程又は
- 訪問介護員養成研修一級 課程·二級課程修了者
- 社会福祉士

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 精神保健福祉士
- 管理栄養士
- 栄養士
- あん摩マッサージ師
- はり師
- きゅう師
- 柔道整復師(厚労省 確認済)等

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容が義務化されています。

①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、②指針の整備、③研修の実施、

④担当者の設置、運営規程の整備

①委員会の開催

- ●委員会の定期的な実施
- ●幅広い職種で構成された委員
- ●結果について従業者に周知徹底
- ●必要事項が検討されている

②指針の整備

- ●虐待防止のための指針の整備
- ●指針において必要事項が盛り込まれて いる

③研修の実施

- ●従業者に対する研修の実施
- ●適切な知識を普及・啓発する内容
- ●定期的な研修(年1~2回)の実施
- ●新規採用時の研修の実施
- ●研修の内容についての記録

④担当者の設置、運営規程の整備

- ●専任の担当者の設置
- ●運営規程に必要事項を定めている

①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催

- ●具体的に何をすべきか?
- ◆虐待の防止のための対策を検討する委員会 (虐待防止検討委員会)を定期的に開催する
- ◆ 虐待防止委検討委員会のメンバーは管理者を含む幅広い職種で構成されている
- ◆ 委員会の結果について、従業者に周知徹底を行っている
- ◆ 虐待防止検討委員会において次頁事項が検討されている

①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催

●虐待防止検討委員会において検討が必要な項目

- ✓ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ✓ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ✓ 虐待の防止のための<u>職員研修の内容</u>に関すること
- ✓ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ✓ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、 <u>市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法</u>に関すること
- ✓ 虐待等が発生した場合、その<u>発生原因等の分析から得られる</u> 再発の確実な防止策に関すること
- ✓ 上記の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

②虐待の防止のための指針の整備

●具体的に何をすべきか?

- ◆ 虐待の防止のための指針の整備
- ◆ 虐待の防止のための指針において、下記事項を盛り込んでいる
- ✓ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ✓ 虐待防止検討委員会その他**事業所内の組織**に関する事項
- ✓ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 虐待等が発生した場合の**対応方法**に関する基本方針
- ✓ 虐待等が発生した場合の相談·報告体制に関する事項
- ✓ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ✓ 虐待等に係る **苦情解決方法**に関する事項
- ✓ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ✓ その他**虐待の防止の推進**のために必要な事項

③虐待の防止のための従業者に対する研修

- ✓従業者に対し、虐待の防止のための研修の実施
- ✓研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・ 啓発するものであり、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの
- ✓指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年 1 ~ 2 回)を 実施している
- ✓新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する
- ✓研修の実施内容についての記録を行う

④担当者の設置、運営規程の整備

- ●虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者を設置している
- ●運営規程に、下記「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めている
- ✓ 組織内の責任者の選定
- ✓ 従業者への研修方法や研修計画
- ✓ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

参考資料

- ●虐待の防止のための対策を検討する委員会
- ※委員会の開催にあたり、テレビ電話装置等を活用して行う場合は下記を遵守してください。
- ●個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html

24

●厚生労働省

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261.html

※上記URLから最新のものを参照してください。

虐待発生時における現場対応の流れ

●具体的な流れについて業務の参考としてください

虐待発生時の流れ

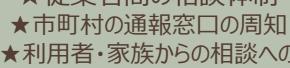
●実際に起きた際の対応について現場で周知願います。

虐待の未然防止

- ★虐待防止検討委員会の 定期的な開催
- ★研修の実施
- ★適切な対応への理解

虐待の早期発見

- ★従業者間の相談体制
- ★利用者・家族からの相談への 適切な対応



虐待への迅速・適切な対応

- ★速やかな市町村窓口への通報
 - ★発生原因の分析
 - ★確実な再発防止策



虐待への迅速・適切な対応②

- ★虐待発生時の 対応方法の周知
- ★成年後見制度の利用支援
 - ★苦情解決方法の理解

職場における虐待防止の取り組み

●現場で取り組む際の参考としてください。

①ストレスケアマネジメントの 実践

4接遇の研修

不適切ケアがないよう、従事者の 言動に疑問を感じたら、 早めに、小さいうちに気付くことが 大切。 ②介護技術についての研修会 の実施

3個人面談によるヒアリング

普段言えないことなどを聞き取り、 虐待防止のみならず業務改善・ 離職防止につなげる。



5ロールプレイング

職員が利用者役を行い、実際に感じたことを共有したり、動画を作成し客観的に自身の対応を振り 返る機会を作る。 地域密着型介護老人福祉施設の対象項目について

●口腔衛生管理の強化について

口腔衛生管理体制を確保するため、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を充実させるよう、下記内容が義務付けられています。

- ●歯科医師等が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言等を年2回以上 実施
- ●上記技術的助言に基づき、口腔衛生の管理に係る計画の作成
- ●口腔衛生の管理体制に係る計画に下記事項が記載されている
- ✓ 助言を行った歯科医師
- ✓ 歯科医師からの助言の要点
- ✓ 具体的方策
- ✓ 当該施設における実施目標
- ✓ 留意事項·特記事項

● 栄養ケア・マネジメントの充実について

令和6年4月1日以降、運営基準において求められている下記内容を満たしていない施設は、栄養管理に係る減算が適用されます。

- ●入所者の栄養状態を施設入所時に把握している
- 医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して栄養ケア計画を作成している
- 摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成している
- ●栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図っている
- ●栄養ケア計画に伴い、栄養管理を行い、入所者の栄養状態を定期的に記録している
- ●栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価している

● 栄養ケア・マネジメントの充実について

参考資料

- ※実務等については、下記を参考にしてください。
- ●厚生労働省

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755018.pdf

まとめ

- ✓ 各項目の内容をご確認の上、 経過措置が終了するまでの間に、 必要な取組みに係る準備をお願い致します。
- ✓ 既に取組みを始めている場合も、内容に漏れがないか、この機会にご確認願います。
- ✓ 必要な取組みに伴い運営規程の内容を変更した場合は、 変更民を与れずにご提出願います。

変更届を忘れずにご提出願います。



石狩市 保健福祉部 高齢者支援課

参考

「令和5年度地域密着型サービス事業者等指導監督業務市町村担当者集団指導」の資料(北海道石狩振興局主催)

「令和5年度介護サービス事業者、有料老人ホーム及び指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導」の資料、口頭説明(北海道石狩振興局主催)